

ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における
交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループ
(第1回)議事概要

1. 日時：2023（令和5）年9月5日（火）10：30～11：22

2. 場所：Web会議による開催

3. 出席者：

(1)委員：

関口博正主査（神奈川大学経営学部教授）、相田仁主査代理（東京大学名誉教授）、
大谷和子構成員（株式会社日本総合研究所執行役員法務部長）、
春日教測構成員（甲南大学経済学部教授）、
砂田薫構成員（国際大学グローバル・コミュニケーション・センター主幹研究員）、
長田三紀構成員（情報通信消費者ネットワーク）

(2)事務局（総務省総合通信基盤局）：

・電気通信事業部
堀内隆広基盤整備促進課長、大堀芳文基盤整備促進課企画官、
宇仁伸吾基盤整備促進課課長補佐、
足立勇介基盤整備促進課電話ユニバーサルサービス係長

4. 議題：

- (1) 開催要綱（案）について
- (2) ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方の検討
- (3) 意見交換

5. 議事録

【宇仁補佐】 事務局の基盤局基盤課の宇仁でございます。

本日はオンライン会議での開催に御協力いただきまして、誠にありがとうございます。
定刻となりましたので、会議開始に先立ちまして、事務局から御案内をさせていただきます。

本日は、オンライン会議による開催となりますことから、皆様が発言者を把握できるようにするため、御発言いただく際には、冒頭にお名前をお伝えいただきますようお願いいたします。

また、ハウリングなどの防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますよう、併せてお願いいたします。

なお、音声がつながらなくなった場合には、チャット機能や事務局の電話番号などを必要に応じて御活用いただきますようお願いいたします。

それでは、これ以降の議事進行は、関口主査にお願いしたいと思います。

関口主査、よろしくをお願いいたします。

【関口主査】 おはようございます。改めまして、よろしくをお願いいたします。

このたび、8月1日に開催されましたユニバーサルサービス政策委員会の御了承を踏まえまして、同委員会の三友主査に御指名をいただきまして、本ワーキンググループの主査を務めることになりました神奈川大学の関口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから、第1回ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループを開催いたします。

まずは、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

【宇仁補佐】 事務局でございます。

議事次第、資料1から資料2まで及び参考資料1から参考資料2までについて、委員の皆様には事前送付しております。

また、傍聴される方には、資料を掲載している総務省ホームページを御案内しております。

以上でございます。

【関口主査】 それでは、早速議事に入りたいと思います。

まず、議題（1）、本ワーキンググループの開催要綱（案）についてでございます。

資料1を御覧ください。画面共有もいただいています。

このワーキンググループの検討事項は、総務大臣からの諮問を受けた事項3点でございます。また、このワーキンググループの構成と運営は、4の事項に記載したとおりといたしたいと存じます。

主査代理には、相田先生が既に三友主査から指名されております。

なお、本日は、三友先生、高橋先生が御欠席と伺っております。

また、先ほど申し上げた前回のユニバーサルサービス政策委員会後に、株式会社NTTドコモからこのワーキンググループのオブザーバーに加えていただきたいとの御要望があり、これを加えた形で2枚目の構成員などの名簿を整えております。

さらに、1枚目の5にありますとおり、このワーキンググループは原則公開することとし、場合によっては、一部または全部を非公開とすることで関係者の利益保護等を図ることとしております。

本ワーキンググループの開催要綱について、案のとおりといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。チャット等で御反応いただければと思いますが、特に異議なければ、そのままでお願いいたします。

(「異議なし」の声あり)

【関口主査】 どうもありがとうございます。

それでは、(案)を取らせていただくということで決定したいと思います。

次の議題に移ります。事務局より、本ワーキンググループの検討事項等について説明いただきます。その後、各構成員の皆様からコメントを頂戴し、意見交換をさせていただきますと思います。

それでは、事務局から、資料に2に基づいた説明をお願いいたします。

【大堀企画官】 ありがとうございます。総務省総合通信基盤局基盤整備促進課の大堀でございます。本日の議題(2)に関し、資料2を使いまして、今後のこのワーキンググループで御検討いただく論点などを御説明申し上げます。

資料2の右上に通し番号を振っておりますので、私から申し上げるページ番号は、こちらを使わせていただきます。

まず、1ページ目を御覧ください。光ファイバの整備状況ですが、2022年3月末現在で99.72%まで進んできております。あと4年で整備率を99.9%まで持っていきたいと考えておりますが、2ページ目です。折からの人口減少により、地方における重要なブロードバンドサービスの担い手であるローカル事業者の採算性が悪化しつつあります。今後、人口減少が一層進展した場合には、地方におけるブロードバンドサービスの維持が困難になる可能性があります。また、未整備が続く主要な理由の一つに、光ファイバの整備後の維持費用に対する懸念が挙げられます。

こうした状況を打開するために、3ページ目に移ります。昨年、電気通信事業法の改正

案を国会で御審議いただきました。その改正内容の三本柱の一角、一番左の赤枠部分でございますが、ブロードバンドサービスをユニバーサルサービスに位置づけ、不採算地域でブロードバンドサービスの安定した提供を確保するための交付金制度を創設いたしました。

その枠組みが、次のページ、4ページ目になります。交付金を受け取ることができる事業者は、申請して総務大臣から指定を受けた者になり、法律上、「第二種適格電気通信事業者」と呼んでおります。この交付金の原資は、右側の緑色部分の事業者から徴収することになり、この事業者を法律上、「高速度データ伝送役務提供事業者」と呼んでおります。

この事業者は、※2にありますとおり、前年度の電気通信事業により生じた収益額が10億円を超える事業者であり、また、徴収される負担金の上限額は、※3にありますとおり、前年度の電気通信事業により生じた収益額の3%となっております。10億という数字も、3%ということも、政令で既に定められております。

ただ、その前年度における電気通信役務の提供により生じた収益の額は、総務省令で定める方法により算定することとされており、その総務省令がまだできておりません。どう収益の額を算定するのかなどについて検討する場が、このワーキンググループということになります。

次のページ、5ページ目を御覧ください。このワーキンググループが、先月、8月1日に開催されたユニバーサルサービス政策委員会の下で開催される審議会の一部であることを御確認いただければと思います。

このワーキンググループで御検討をお願いしたい事項は、7月7日付総務大臣から情報通信審議会会長宛てに諮問したものでございまして、次のページ、6ページ目の赤枠内に掲げております(1)から(3)までの事項になります。来年3月日途の御答申をお願いしておりまして、7月7日の電気通信事業政策部会、8月1日のユニバーサルサービス政策委員会で御検討いただいた結果、このワーキンググループで短期間に集中して検討を深めていただくこととなりました。

次のページから、一つ一つの論点について御説明申し上げます。

まず、7ページ目です。検討事項1、(1)減価償却費の扱いです。

背景でございますが、新規整備のための費用は、国の補助金や関連する地方財政措置などの公的な財政支援によって行われていくことを想定しますと、令和4年の研究会で指摘されていますように、今回創設する新たな交付金で支援する対象に、設備の初期整備に要する費用は含まれないと整理し、一方で、既設設備の更新に要した費用は、減価償却費と

して、更新年以降の毎年の設備コストに含まれるものとするのが適当です。他方で、今年の2月の審議会答申、これ以降単に「2月答申」と呼ばせていただきますが、この中で、改めて、新たな交付金と設備構築・更新等への補助金によって「二重の支援とならないように留意すること」とされております。

そこで、検討事項1の(1)でございますが、①既設設備の更新に要した費用を更新年以降の毎年の設備コストとして減価償却費に計上することについて、どのように考えるか、②減価償却費を計上する場合に当たって、考慮すべき事項はあるか、御検討いただきたいと思っております。

8ページ目に移ります。検討事項1、(2)特別支援区域において新規整備又は民設移行した回線設備のうち、未利用芯線等のコスト等についてです。

世帯数が限定的な特別支援区域における光ファイバの設備については、その全てに利用者がつくわけではなく、一定程度未利用芯線が発生します。未利用芯線の維持費用といった光ファイバのコストは、現行の接続ルールに基づきますと、全国均一接続料の接続料原価の中に算入することになります。よって、特別支援区域において光ファイバの新規整備や民設移行が進めば進むほど、この全国均一接続料の原価が上昇する要因になるとともに、一部の接続事業者が、未利用芯線の維持費用といった光ファイバのコストの、実質的な負担者となり得るという課題がございます。

このほかに、2月答申では、この光ファイバのコストを新たな交付金制度で面倒を見なくなった場合には、接続料や卸料金と二重支援にならないように留意するよう指摘されております。

そこで、検討事項1の(2)でございますが、特別支援区域における未利用芯線等のコスト等の処理を念頭に、全国均一接続料の原価の高騰を抑止するとともに、ユニバーサルサービス制度による交付金と接続料等と二重のコスト回収にならないようにするため、接続料原価の範囲等とブロードバンドのユニバーサルサービス制度による支援の在り方についてどのように考えるか、整理をお願いしたいと思います。

9ページ目に移ります。検討事項1、(3)利用部門コストの算定です。

2月答申において、ブロードバンドサービスをユニバーサルサービスとして提供するに当たって赤字になっている地区を「支援区域」として指定するに当たって、標準的なモデルを用いることとされ、そうした区域を担当する事業者に交付する交付金の費用算定に当たっても、事業者固有の非効率性を排除するため、標準的なモデルを用いることとされて

おります。今後もこれらをモデルと呼ぶかどうかは別といたしまして、今回は分かりやすいように、仮称でございますが、前者を「区域指定モデル」、後者を「交付金算定モデル」と名づけさせていただきます。

このうち、後者の交付金算定モデルを用いて交付金を算定するに当たっては、コストを設備管理部門と設備利用部門に分けて整理することにしていきます。

設備管理部門については、アクセス回線設備と離島における海底ケーブルの2つを対象の設備にすることを基本としています。

一方で、設備利用部門については、2月答申において、ブロードバンドサービスを提供するのに最小限必要なものに限定して交付金算定の原価に計上すべきであり、販売促進費等の競争対応費用は交付金算定の原価から除くことが適当である旨、示されております。

なお、電話ユニバ制度におきましては、販売手数料・宣伝費の販売促進費などの費用を交付金算定の原価から除いた上で、最後に効率化率というものを掛けて原価を算定していきます。根拠となる総務省令の規定を25ページに引用させていただいておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

次のページ、10ページ目にお移りください。そこで、検討事項1の(3)でございますが、①設備利用部門の原価を算定するに当たって、電話ユニバと同様に、効率化率を用いる手法についてどう考えるか。仮に用いない場合、必要最小限のコストに限定すべきとの考えから、代替手法をどのように考えるか。②「競争対応費用」の具体的な項目を特定するに当たって、ブロードバンドのユニバーサルサービスを国民に訴求するため、例えば、宣伝費については、これを原価として算入することについてどう考えるか、整理をお願いしたいと思います。

なお、先ほど、前ページで仮称としてモデルと名づけさせていただいた2つのものを御紹介しましたが、今後は、両者を合わせて「標準判定式」と名づけさせていただこうと思います。この標準判定式をどうセットしていくかは、政策審議ではなく、すぐれて技術的な議論となりますので、今後、総務省の下で開催する「研究会」の中で検討してまいりたいと思います。

11ページ目にお移りください。検討事項2、共通費の配賦基準についてでございます。今回新たに創設する交付金については、不採算区域における適切な支援により、その金額の肥大化を回避しなければなりません。2月答申においては、交付金算定のための対象設備として、通信事業と放送事業とで共用している設備のような「他の役務と共用している

設備」、あるいは、他事業者へ帯域貸しをしている離島の海底ケーブルといった「他事業者と共用している設備」については、適切なコストドライバに基づき費用配賦することが必要だと結論づけられております。

昨年9月の事業者ヒアリングにおいて、事業者個別の事情などがある旨、御意見を賜っておりますので、この「適切なコストドライバ」というものをどのように考えていくか、今回御議論いただきたいと思っております。

12ページを御覧ください。検討事項3、まず、(1)ベンチマーク方式におけるベンチマークの基準の設定についてでございます。

2月答申では、地域ごとの料金格差が一定の幅以下の状態を確保するため、原則として一定のベンチマークを超える費用を支援するベンチマーク方式を採用することを念頭に、具体的な算定方法を検討することが適当であると結論づけられました。

よって、原則としてベンチマーク方式を採用するとしまして、では、どの水準にベンチマークを設定するのがよろしいか、御議論いただければと思っております。

なお、このベンチマーク方式の考え方は、電話ユニバ制度における交付金の算定の際にも用いられており、具体的には、「全国平均費用＋標準偏差の2倍」がベンチマークとして設定されているところでございます。

次に、(2)収入費用方式における費用と収益の範囲の設定です。

2月答申では、原則ベンチマーク方式を採用しつつも、特別支援区域においては、その区域指定後に新規に整備された回線設備や民設移行された回線設備については、例外的に収入費用方式を採用することを念頭に、具体的な算定方法を検討することが適当だと結論づけられております。

よって、先ほど御紹介した交付金算定モデルという標準判定式ができたこととしまして、その式に代入する、この収入費用方式を用いる場合の「費用」と「収入」の内容、範囲をどう考えるか、御議論いただきたいと思っております。

13ページにお移りください。検討事項4、基準となる「大幅な赤字額」の設定です。

下の図を御覧ください。青い部分、一般支援区域の指定については、2月答申において、収益については1回線当たりの平均的な収入見込額を設定することが適当との結論を得たことを踏まえ、この収入見込額を3,869円に設定し、今年の6月に総務省から告示しました。この額を1回線当たりのコストが上回る区域、図で申し上げますと、青色の点々線を上回る区域につきましては、「モデル上の赤字区域」として、「一般支援区域」に指定す

るよう制度を整備いたしました。

一方で、その告示額を上回り、さらに「モデル上の大幅な赤字地域」として、今後、総務省令で定める額以上の、図で申し上げれば、赤色の点々線以上の部分は、「特別支援区域」として指定していくことになります。

この赤色の点々線の額、大幅な赤字額については、2月答申で、負担金の額に与える影響の大きさに鑑み、今後のモデル構築の状況を踏まえて検討することが適当と結論づけられておりますので、これについて御議論いただきたいと思っております。

なお、支援区域について、法律上の根拠規定を21ページ目に掲載しております。また、その構造を簡略化して図示したものを20ページ目に掲載しております。黒字事業者が交付金を交付される場合も図示しております。後ほど御確認いただければと思っております。

最後になりますが、14ページ目になります。「その他必要と考えられる事項」について、法律や政令において総務省令で定めることとされているもののうち、まだ整備がなされていないものなどを、事務局において「検討事項5」としてまとめさせていただきました。

まず、先ほど4ページ目の中で御説明申し上げましたとおり、今回の新たな交付金制度の原資となる負担金を支払っていただく事業者のことを、法律上「高速度データ伝送役務提供事業者」と呼んでおりますが、その定義となる「収益額が10億円」ということと、そして、負担金の額の上限が「収益額の3%」までに抑えるということにつきまして、これら収益額をどのように算定するのか、総務省令で定めることとなっております。これらについて御議論をお願いしたいという旨の記載を①と②の部分でさせていただいております。

次の③は、こうした点以外に、交付金の額を算定するに当たりまして留意すべき点はありますかということで、御検討いただきたいと思っております。

さらに、④といたしまして、高速度データ伝送役務提供事業者が納付期限までにその負担金を納付しないときは、納付期限の翌日から実際の納付日までの日数一日につき一定の率を負担金額に乗じて得た額を「延滞金」として納付していただくこととなりますが、この一定の率の設定に当たりまして、留意すべき点はございますかということで、御議論いただきたいと思っております。

なお、この一定の率でございますが、電話ユニバ制度におきましては、一日につき0.04%とすると総務省令で定められております。根拠となる省令の規定を25ページ目に掲載しておりますので、後ほど御確認いただければと思っております。

そして、最後に、以上のほか、今回の交付金・負担金の算定等に当たりまして、留意が必要と考えられることはないか、⑤として掲げさせていただいております。

以上が、本体資料の御説明でございました。次のページ以降、16ページ目から最終ページ、25ページまでは説明を割愛させていただきますけれども、ここまで御説明申し上げた本体資料の内容を補強する参考的な資料を掲載させていただいております。私の説明の中で触れさせていただいたページ番号以外の参考資料も、後ほど必要に応じて御参照いただければ幸いです。

事務局からの説明は以上になります。どうぞよろしく願いいたします。

【関口主査】 どうもありがとうございました。

それでは、事務局から、資料2につきまして、とりあえず本体14ページまでにつきまして説明をいただきましたので、今後、このワーキンググループについての意見交換に移りたいと思います。

御意見等のある方は、チャットもしくは御発言にてお知らせいただけますでしょうか。よろしく願いいたします。

大谷先生、お願いします。

【大谷構成員】 日本総研の大谷でございます。どうも御説明ありがとうございました。

御説明を伺って、やはりこれだけの制度を本格的に動かしていこうとなると、かなり細かいところも含めて、議論を詰めなければいけない点が多数残っているということを改めて実感させていただきました。

ブロードバンドユニバというのは、もともと不採算地域でブロードバンドサービスを何とか維持し続けるための制度として設けつつも、そのうち、特別支援区域は、維持ではなく、未整備地域の整備促進というような側面を持っておりますので、異なる性格の制度が一つの制度の中に混在しているという、少し複雑な立てつけを持っていると認識しているところです。

そうしますと、交付金制度自体の効率性ということだけを考えるとこれらの論点に答えを出すのはなかなか難しいと考えております。既に事務局のほうではお考えいただいておりますけれども、関係する事業者だけではなく、それぞれの実情を抱えている自治体からの御意見にもしっかり耳を傾けて、特に未整備地域についての現状であるとか、あるいは、公設設備についての自治体の御負担の在り方などにも耳を傾けつつ、最適の解を得ていくことが必要なのではないかと考えております。

個別に頂いたこの資料について、これだけ細かい資料を用意していただいても、やはりその裏側にある本当の困窮であるとか実情といったことが分かりにくいところがありますので、今後の検討の中で、関係者の声を聞く中で理解を深め、最適な解が出るようにしていきたいと思っております。

ほとんど感想のようなことで恐縮ですが、私からは以上でございます。

【関口主査】 どうもありがとうございました。

ほかに、いかがでしょうか。

次の意見や希望が出るまで、私のほうから少し補足的に申し上げますと、今、大谷先生から御発言いただきましたように、今回新しい制度として、このブロードバンドユニバーサルサービス制度を立ち上げたわけですが、電話のユニバをベースにして、しかも「長期増分費用モデル」が根本にはあると言いながらも、今回はユニバ義務が課されていないという中で、対象事業者も複数にまたがるということから、NTT東西を対象に効率的なコストを算出するために構築されたモデルはそのまま使えないし、これから計算を進めていかなければいけない町字単位の区分の判定ですとか、様々な課題を擁しております。

その点で、未知の世界でもありますので、こういった人口密度の足りないようなところについて、この制度でブロードバンド普及を支援するというような場合の実態については、担当されている事業者、あるいは、そこを所管している地方公共団体の皆様からの意見というのが非常に役に立つと思っておりますので、そういったアドバイスもぜひ多く頂戴できたらと思っております。

ほかの先生方から、いかがでしょうか。

長田先生、お願いいたします。

【長田構成員】 長田でございます。ありがとうございます。

私も全くこういうことの専門家というわけではないので、感想になってしまうんですけども、日本国中のブロードバンドを安定的に整備・維持していくということは、とても大切なことだと思っています。

そのために、こういう場、また、別の研究会等で様々な検討がされていくわけですが、いずれにしろ、最終的にそれを守っていくためには、国民みんなの理解というのもとても大切だと思います。今、この検討が始まるころでは、やはり言葉一つ一つ、そして、どうなるのかというイメージがなかなか難しくつかめないところがありますけれども、いずれにしろ、早い段階からみんなに分かりやすく伝えていくという努力も同時に始

めることが大切かなと思っています。

突然、急にブロードバンドユニバ始まります、負担がこうなりますみたいなことにならないような仕組みをぜひ考えていかなければいけないかなと思っています。

以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。

長田先生の御発言、非常に貴重な御発言だと思うんですね。制度を正しく皆様に理解いただくということが、制度の充実をしていくに当たっても非常に大事なことだと思っています。

この点は、競争対応費用を除外するというのと少し関係してきていて、普及促進のために、やはり手ぶらではできないということで、一定のコストが必要になってきたときに、それをこのブロードバンドユニバ制度の中で取り込んでいくような形で普及啓発活動を、事業者、総務省、あるいは、それを支援しているTCAさんとか、こういったところがいろんな多方面から多角的に広報活動をしていく必要があると思うんですね。

この点は、電話リレーサービス、それから、電話ユニバという、ちょっと先行するユニバーサルサービス支援制度の実施に三番手として新規参入していくわけですけれども、前二者に義務規定があるのに比べると、こちらは任意規定なものですから、これをいかに普及して、安定した制度として取り組んでいくかということも必要だと思いますし、それから、これから立ち上がることが想定されている事業法の3年見直しの会議でも、NTT法の見直しに加え、電話ユニバとブロードバンドサービスユニバとの関連性もやっぱり議論せざるを得ないだろうと思っていますので、そちらの進み具合を見ながらというか、そちらの意見を受けながら、こちらも対応していくという、相互の協力関係が必要になってくるだろうと感じております。

どうもありがとうございました。

ほかの先生方、いかがでしょうか。

多くの先生方が、今まで議論を共に闘わせてきた中でもありますので、それほど違和感はないと思うんです。ただ、新しい言葉もまだ（案）がついたまま、モデルにも仮称という名前をつけたまま、新しい言葉で一応ネーミングを試みるとかって始まっておりまして、名称を含めてまだ安定していないところが実はあるわけですけれども、こういった大枠、あるいは、そのうちの細部にわたっても、気づかれた点等がございましたら、ぜひ積極的な御発言をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

砂田先生、お願いいたします。

【砂田構成員】 国際大学GLOCOMの砂田と申します。よろしくお願いいたします。

未利用芯線の背景について、もう少し私は知りたいと思っていまして、大体未利用芯線というのがどのくらいあって、どの程度維持管理コストがかかっているのか、また、世帯カバー率が高まれば高まるほど未利用芯線自体が増えてくるのではないかと思うんですけども、2018年では98.3%、2022年では99.72で、この間、1.4%くらい世帯カバー率が上がっているわけですけども、どんどん未整備の地域を潰していくような、最後の最後まで行くに従って、未利用の芯線の数も指数関数的に上がっていくという理解でよいのかどうか。そういう未利用芯線に関わる背景について、今日でなくても結構なんですけど、何か御説明いただけるとありがたいなと思いました。

あともう一つは、先ほど大谷委員もおっしゃられましたけれども、未整備の地域の、特にそこに住んでいらっしゃる住民の方が、これだけブロードバンドが、いろんな意味でネットが使われている状況にあって、そういう人たちが今どういう不便を抱えているのかをよく承知しておきたいと思っておりますので、これは自治体からの御意見とか情報提供というのが必要なかもしれませんが、地域の自治体や事業者さんの意見を、その状況を教えていただければありがたいと思いました。

私からは意見というよりはお願いですが、以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。

今、砂田先生からのコメントの中で、未利用芯線についての扱いについてのコメントを頂戴いたしました。

8分岐しておりますので、その提携エリアに1件しかおうちがなければ、8分の7は空いてしまうというのが未利用芯線なわけですので、不採算エリアの中で過疎化が進んでいるところであればあるほど、この未利用芯線の率というのは高まらざるを得ないというのは実態だと思います。

この点、事務局、何か補足はございますでしょうか。

【大堀企画官】 ありがとうございます。

その点につきましても、今後の事業者からのヒアリングの項目に入れさせていただきよう調整させていただきたいと思っております。

また、大谷先生から御発言もいただいております自治体からのヒアリングにつきましても、調整させていただきたいと思っております。

関口主査、ほかの先生方から御指摘いただいた論点につきましても、若干コメントさせていただきます。よろしいでしょうか。

【関口主査】 もちろん、よろしくお願いたします。

【大堀企画官】 ありがとうございます。

長田先生からいただきました広報・啓発の観点につきまして、関口主査からもお話しいただきました。映写できますでしょうか。10ページ目を御覧いただきたいと思います。

検討事項の②のところでございまして、ブロードバンドのユニバーサルサービスを国民に訴求するため、例えば、宣伝費についてはこれを原価として算入することについてどう考えるか。

これを原価として算入しますと、民間事業者がこの制度について広報・啓発をやっていたといたったときにも、それをコストに算入して交付金を出していくということになるかと思ひます。

その論点を、この②で掲げさせていただいておりますとともに、やはり御指摘のとおり、国、自治体、事業者が連携して、この新制度について国民に広報していくということは重要と我々も認識しているところでございます。

それと、大谷先生からいただいた副次的効果については、参考資料のほうに掲げさせていただいております。20ページ目を御覧いただきたいと思ひます。

20ページ目の真ん中に、青い背景の部分があります。23万町字ごとに、それぞれをモデルとして、要件①、②、③を経て、一般的なのか、特別なのか、支援区域に分けていくということになります。

このとき、②の要件として、全てが赤字であることが前提ではございますが、要件③としまして、未整備地域、そして、公設地域を入れさせていただいて、特別支援区域と指定させていただくことによって、吹き出し部分でございますが、副次的効果として未整備地域の解消、公設公営・公設民営から民設民営への移行を促進していきたいということも狙っているところでございます。大谷先生の御指摘のとおりでございます。

また、未整備地域における、砂田先生から御指摘いただいた、どういう不便を抱えているのかということにつきましても、自治体からのヒアリングの中で聞ければよろしいかと思ひます。調整させていただきたいと思ひます。

以上になります。

【関口主査】 ありがとうございます。

この参考資料の20枚目のところで、一般支援区域と特別支援区域を分けるということの中での説明を今頂戴したわけですが、この特別支援区域の究極の目的というか、この狙いというのは、提供事業者がいなくなることはとにかく避けなければいけないということで、少なくとも複数の事業者がいる場合には除外したりした上で、最後に残った事業者が撤退するという選択をしないでいただきたいという、お願いベースの支援制度というふうには私たちは捉えているんですね。

その意味で、一般支援区域に比べると、特別支援区域に該当するようなエリアというのは、より条件が不利な環境に置かれたエリアにおいて、その事業者さんに踏みとどまっていたかというための区域だということで、両者の区別というのは少しはっきりとしているということなのかなと感じました。

それから、大堀企画官から、10ページ目のところで補足がございました。ちょっと掲示していただけますでしょうか。

検討事項の②のところで、競争対応費用と、そうでないものについての区分をしたいという説明をいただきました。宣伝費についてという言葉が、ちょっと言葉が足りなかったかなという気がしております。ここは少し長くなるかもしれませんが、ブロードバンドユニバーサルサービス制度自身の宣伝について、これを原価として算入していかどうかという検討だったという説明のように受け取りましたが、大堀企画官、これでよろしいでしょうか。

【大堀企画官】 おっしゃるとおりでございます。修正させていただきたいと思いません。

【関口主査】 よろしく願いいたします。そのほうが誤解が少なくなると思いますので、よろしく願いいたします。

春日委員、お願いいたします。

【春日構成員】 御説明ありがとうございました。

今、事務局から御説明いただきましたので重複するところも多いですが、以前、別の機会に「各自自治体さんからのブロードバンド整備に対する要望はどれくらいありますか」とお伺いしたことがあるのですが、そのときに、一応要望は来ているが、少し前の検討状況を踏まえた古い情報に基づいた要望になっている、とのお話をお聞きしました。

具体的に言いますと、ブロードバンドの整備につきまして、ワイヤレスの部分を入れてくださいという要望があったようです。我々は制度の導入から始めて数年かかっているわ

けで、その間にワーキングの中で議論の変遷もありましたし、ワイヤレス全体を対象にするのか、一部分のワイヤレスサービスのみを対象とするのか、分かりにくい部分もあると思います。やはり細かい部分は、どうしても全体的に伝わりきらない面があるのではないかと思いますので、今後、この制度を理解していただくために周知をすること、サステナブルな制度にしていくための作業は、なかなか大変なものだと、改めて感じました。

私自身は専門が経済学ですし、今までのユニバーサルサービスというのは、どちらかという効率化をしていき、なるべくコストがかからないようにする視点をすごく重視していた面があるのですけれども、今度は事業者の方に、ブロードバンドのサービス提供に手を挙げて参入していただかなければいけない面も相当重要だと思います。その意味で、また少し新たな工夫が必要ではないかと思って、お話のほうを拝聴しておりました。

【関口主査】 どうもありがとうございます。

今の春日先生からのコメントの中で、ワイヤレスもこの制度の中に取り込んでほしいという意見が自治体のほうからもあったというコメントがございましたが、委員の中では、今回、光ブロードバンドに限定した議論をするということの理解は共有しているつもりなんですけれども。こういったワイヤレス（共用型）を除外することについても、少し広報等が必要なかもしれませんが、この点、事務局、補足いただければ幸いです。

【大堀企画官】 参考資料20ページ目を御覧いただきたいと思います。映写のほうをお願いします。一番上になります。

今回、あまたあるブロードバンドサービスの中で、3つに特定いたしましてユニバーサルサービス化を図りたいと今年の2月答申で結論づけられておりますが、上2つ、FTTHとケーブルテレビ（HFC方式）を対象にすると言っていたのが昨年の審議会までの御議論でございました。それから1年経過いたしまして、3つ目の部分、ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）が加えられたというのがここまでの経緯でございます。陳情等々で時点修正がそれ自体必要なものがあるかなと思われまます。

その点も、春日先生に御指摘いただきましたとおり、3点目のワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）も含んだ形で今回の交付金新制度をつくっていくんだということも含めまして、広報も含めてやっていきたいと考えておるところでございます。

【関口主査】 ありがとうございます。

私たち、ワイコ、ワイコと言っているワイヤレス固定ブロードバンドは、限定的に運用を予定していて、通常のワイヤレス（共用型）については、特にこの中に含まれないと考

えてよろしいですね。

【大堀企画官】 おっしゃるとおりです。

【関口主査】 ありがとうございます。

ということで、3番目のワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）についても、この該当サービスの中に含めるという形で議論を進めるということを確認できたと思います。どうもありがとうございました。

ほかに、いかがでしょうか。

相田主査代理、感想でもコメントでも、何か頂戴できると幸いです。

【相田主査代理】 先ほど何人かの方が既におっしゃったことと重複しますが、制度の枠組み自体は、既にある電話のブロードバンドと似ているので、今日も御説明があった中でも、延滞利息とか、そういうようなのは、恐らく電話のものをそのまま持ってくるので大丈夫かなという気もするんですけども。やはり電話のときと比べて、ステークホルダーというんでしょうか、ここに関わる事業者の数がかなり増えるということが予想されますので、そういうことを考えて、電話のものとよく似てはいても、そこのところは修正を加えなければいけないというようなケースがいろいろ出てくるのではないかなと思いますので、事業者の方々、それから、今もありました自治体の方々の御意見をよく拝聴して進めていく必要があるかなと思っております。

以上でございます。

【関口主査】 どうもありがとうございます。

これから様々なヒアリング等を通じて、知見を頂戴しながら進めなければいけないと思っているんですけども、特に公設民営型等において、地域のニーズに関して、ブロードバンドに対する投資がどうしても後手になりやすいという嫌いはあると思うんですね。やはり水道管が破裂してしまったですとか、あるいは、寝たきりの方たちのケアに予算が必要だというほうがどうしても優先順位が高くなってくるといったこともあって、初期投資は行ったものの、次の更新予算手当てがつかない、こういったケースなんかも次第にヒアリングの中で実態を解明していきたいと思っておりますが、こういったものを民間移行するというような手続の円滑な移行についても、検討しなければいけない大きな課題だと思っております。どうもありがとうございました。

一通り先生方からのコメントは頂戴できているんですけども、追加でもう一言と希望される先生方いらっしゃいましたら、ぜひ御発言をお願いしたいと思います。

よろしゅうございましょうか。少し時間的には早いんですけども、特段追加の御意見、御質問等ございませんでしょうか。

特によろしいでしょうかね。そういたしましたら、本日の意見交換はこれにて終了したいと存じます。

本日の議事は以上となりますが、以上、委員の皆様から改めて追加の御質問等ございましたら、お願いいたしますが。特段チャット欄での記入はないんですが、直接御発声いただいても構いませんが。

よろしゅうございましょうか。それでは、本日の議事は終了いたしたいと存じます。

最後に、次回会合につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【宇仁補佐】 事務局です。本日はありがとうございました。

次回会合は、今月下旬に事業者等からのヒアリングを予定しておりますが、詳細については、後日、事務局より御連絡差し上げます。よろしくお願いいたします。

事務局からは以上になります。

【関口主査】 どうもありがとうございました。

これにて第1回ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における負担金・交付金の算定等に関するワーキンググループを終了いたします。本日は、どうもありがとうございました。

(以上)